

平成 30 年 5 月 10 日現在

機関番号：33914

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K11976

研究課題名(和文) 憲法改正手続及び改正内容に関する総合研究 比較憲法制度及び比較憲法政策の観点から

研究課題名(英文) A Cross-National Causal Analysis of the Relationship between Constitutional Rigidity and Constitutional Amendment

研究代表者

北村 貴 (Kitamura, Takashi)

名古屋商科大学・経済学部・講師

研究者番号：90609108

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：憲法改正回数に対して憲法硬性度(憲法改正手続にどの程度、厳しい要件が課されているか)の高低が影響を与えるか否かを検証した結果、「憲法硬性度が高ければ憲法改正回数が少なくなる」という因果関係の存在は確認された。分析結果からは、硬性憲法という憲法制度が憲法改正という憲法政策に対して、ある程度の抑止効果を発揮していることを読み取れる。ただし、分析により導出した偏回帰係数のパラメータ推定値から読み取れる抑止効果の程度は、絶対的にも相対的にも決して強くはない。

研究成果の概要(英文)：We seek to empirically analyze the causal relationship between constitutional rigidity (independent variable) and constitutional Amendment (dependent variable) in 61 amendment procedures in 28 countries. In conclusion, we can confirm the causal relationship that a rise of constitutional rigidity causes a decrease in the number of constitutional amendments. The results from analysis show that rigid constitutions as constitutional institution deter a constitutional amendments as constitutional policy. That is to say, rigid constitution demonstrates its institutional object. However, the deterrent effect is absolutely and relatively small.

研究分野：憲法政策、憲法制度

キーワード：憲法改正 憲法政策 憲法制度

1. 研究開始当初の背景

第2次安倍内閣成立以降、日本において憲法改正を巡る議論が活発化し、政策課題としての憲法改正の重要性が高まっている。特に、自民党による「諸外国と比べて憲法改正要件が厳しいため、日本国憲法は一度も改正されていない」という主張は、国内に大きな議論を巻き起こす契機となった。その意味で、「憲法改正手続」という制度と「実際に行われた憲法改正」という政策との間に因果関係が認められるかどうかという問題は、社会的意義が非常に大きいものである。ところが、こうした社会的な意義の大きい議論に対して指針となる学術研究の成果は、国内外ともに決して十分ではないのが現状である。まず、日本国内では、法学的に憲法改正の限界を巡る憲法解釈研究、憲法改正の是非をめぐる規範的研究が中心となっており、制度と政策との因果関係の検証には至っていない。すなわち、因果関係の検証の前段階である「各国の憲法改正手続はどの程度厳格か」という点に関する制度の客観的な指標化にさえ至っていない。他方で、海外では、政治学的な観点から国際比較を行った研究が行われている。代表的なものとして Lorenz (2005)、Lutz (2006)、Siaroff (2009)、Lijphart (2012) が挙げられる。これらは、いずれも「憲法改正手続の厳格さ」を示す数値指標を作成した上で、国際比較を行っている。しかし、Lorenz (2005) 及び Lutz (2006) は数値指標の作成の際の数理的処理に問題がある。また、Siaroff (2005) 及び Lijphart (2012) の指標は、単純な大小関係の比較にのみ用いることができるものであり、詳細な分析には活用できない。加えて、いずれも改正手続の厳格さの指標化が主たる内容となっており、「実際に行われた憲法改正」という政策との因果関係の検証には至っていない。

参考文献

- Lijphart, A. (2012), *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, 2nd Ed., Yale University Press.
- Lorenz, A. (2005), "How to Measure Constitutional Rigidity: Four Measure Constitutional Rigidity", *Journal of Theoretical Politics* 17(3), pp. 339-361.
- Lutz, D. S. (2006), *Principle of Constitutional Design*, Cambridge University Press.
- Siaroff, A. (2005), *Comparing Political Regimes*, 2nd ed., University of Toronto Press.

2. 研究の目的

憲法改正の難易度を示す「憲法硬硬度」と

いう指標を作成した上で、憲法硬硬度の高低が憲法改正回数に対して影響を与えるか否かを実証的に明らかにする。

3. 研究の方法

まず、憲法硬硬度に関しては、主成分分析を用いて憲法硬硬度を示す量的な総合指標を合成する。分析対象とする事例は、先進国うちの硬性憲法を有する先進 28ヶ国における 62 通りの憲法改正手続である。先進 28ヶ国とは、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェイ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス及びアメリカである。分析に用いる変数は、「議会における調整済み可決ライン合計値」、「下院による可決回数」、「上院による可決回数」、「総選挙の有無」、「国民投票による承認」及び「州による承認」である。

その上で、「憲法硬硬度指数」を独立変数、「憲法改正率」を従属変数に設定し、回帰分析を行う。変数間の因果推論のためには、「共変関係」、「時間的前後関係」及び「他の変数の統制」という3要件について考察する必要がある。まず、予備分析として、独立変数と従属変数との間の「共変関係」及び「時間的前後関係」について検討する。その上で、「他の変数の統制」という観点から回帰モデルを作成する。なお、回帰モデルの作成に際しては、前述の3要件に加えて、「非線形効果の測定」も考慮する。これらの点を踏まえた回帰モデルは、以下のとおりである。

従属変数：CAR (憲法改正率)

独立変数：ICR (憲法硬硬度指数)

統制変数：ENP (有効政党数)

WCC (憲法典の分量)

DPL (改正対象が限定された手続かどうか)

DPA (付加的要件が課された手続かどうか)

DCR (違憲審査権が認められているかどうか)

DFS (連邦国家かどうか)

非線形効果を測定するための変数

ICR² (憲法硬硬度指数の自乗項)

ENP² (有効政党数の自乗項)

ICR × ENP (憲法硬硬度指数と有効政党数の交差項)

4. 研究成果

憲法硬性度指数が憲法改正率に対して与えている負の効果を有意に確認できる。憲法硬性度指数の標準偏回帰係数 β_1 のパラメータ推定値は-0.342 であり、有意確率 $p=0.045$ である。したがって、「 $\beta_1=0$ 」という帰無仮説は、有意水準 5%で棄却される。つまり、重回帰モデルに組み込んだ他の変数による影響を取り除いても、憲法硬性度指数は憲法改正率に対して負の影響を与えていると言える。

こうした分析結果は「憲法硬性度が高ければ憲法改正回数が少なくなる」という因果関係の存在は確認された。第一に、憲法硬性度の高さや憲法改正回数との共変関係の有無を確認するために、相関分析を実施した。その結果、両者の間に存在する負の共変関係を確認できた。第二に、憲法硬性度が憲法改正回数に対して時間的に先行することを理論的に示した。同時に、逆の因果関係があり得ないことも理論的に示した。第三に、他の変数を統制した場合においても憲法硬性度の高さが憲法改正回数に対して負の効果を及ぼすかを確認するために、重回帰分析を実施した。その結果、他の変数を統制した場合にも統計的に有意な負の効果を確認できた。以上の三つの分析結果より、独立変数を憲法硬性度の高さ、従属変数を憲法改正回数と設定した場合、両者は因果推論の3要件を満たしている。したがって、憲法改正回数に対して憲法硬性度の高低が影響を与えていると判断できる。なお、本論文の重回帰モデルで確認できた因果効果は線形効果に限定され、非線形効果は確認できない。

分析結果からは、硬性憲法という憲法制度が憲法改正という憲法政策に対して、ある程度の抑止効果を発揮していることを読み取れる。憲法改正そのものは肯定しつつも、安易な憲法改正を防止し、憲法の安定性に資することが硬性憲法の制度趣旨である。その意味で、本論文の分析結果は、先進諸国においてはその趣旨が実現されていることを示している。ただし、分析により導出した偏回帰係数のパラメータ推定値から読み取れる抑止効果の程度は、絶対的にも相対的にも決して強くはない。

この点、分析結果が示す因果関係では、日本における憲法硬性度と憲法改正回数の関係を説明できない。日本における憲法硬性度指数は-0.27 であり、分析対象の中では相対的に低い値となっている。したがって、因果関係に従えば憲法改正回数は相対的に多くなるはずである。しかし、実際には、日本国憲法はこれまでに一度も改正されていない。つまり、憲法硬性度と憲法改正回数との関係において、日本は一般的な傾向では説明できない逸脱事例となっているのである。

日本における憲法改正回数を抑制している他の変数に対処しないまま憲法硬性度の

みを下げても、十分な効果は見込めない。憲法硬性度が低いにもかかわらず、憲法改正回数が少ない。こうした現象からは、本論文における分析モデルに組み込まれていない他の変数が憲法改正回数に対して憲法硬性度の高さ以上の負の因果効果を発揮していると推測される。本論文における重回帰モデルの自由度調整済み決定係数が高い値を示していない点も、こうした推測を補強している。日本における憲法改正回数を大きく抑制している変数が憲法硬性度でない以上は、日本国憲法第 96 条を改正しても自民党が期待するような効果は発揮できない。十分な効果を見込めない憲法改正は、徒に憲法の安定性を損なう。したがって、日本国憲法第 96 条を改正するという憲法政策は支持されない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

北村貴、「憲法硬性度は憲法改正に影響を与えるか - 憲法制度と憲法政策の総合研究 - 」、『法政治研究』第 4 号 (2018 年)、85-111 頁

北村貴、「選挙制度は憲法改正難度にどのような影響を与えるか」、『憲法研究』第 49 号 (2017 年)、125-145 頁

北村貴、「日本における憲法硬性度はどの程度の高さか - 改正手続に基づく定量指標の形成と国際比較 - 」、『法政治研究』第 3 号 (2017 年)、69-98 頁

北村貴、「国民投票は政策過程においてどのように位置付けられているか - 先進 24 ヶ国における制度及び運用の国際比較 - 」、『法政治研究』第 2 号 (2016 年)、89 - 118 頁

〔学会発表〕(計 4 件)

北村貴、「憲法硬性度と憲法改正の因果分析」、第 16 回関西法政治研究会 (2017 年 9 月)

北村貴、「選挙制度が憲法改正難度に与える影響 - 戦後日本を事例として」、第 116 回憲法学会 (2016 年 11 月)

北村貴、「憲法硬性度の国際比較分析 - 憲法学と政治学のフロンティア」、第 11 回関西法政治研究会 (2016 年 6 月)

北村貴、「国民投票に関する制度及び運用の国際比較」、第 7 回関西法政治研究会 (2015 年 6 月)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

北村 貴 (KITAMURA , Takashi)
名古屋商科大学 経済学部 専任講師
研究者番号 : 90609108